

社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会

川崎町ボランティアセンター設置要綱

(目的)

第1条 地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成・支援を行うとともに、ボランティア相互の連携を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 ここでいうボランティアとは、不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とし、主体となって社会的な課題解決に取り組む、営利を目的としない行動を行うものをいう。ただし、政治活動、宗教活動、選挙活動、販売行為等を目的とする団体は除く。

(設置)

第3条 川崎町総合福祉センター内に川崎町ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(運営主体)

第4条 このセンターの運営主体は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。ただし、円滑な運営を図ることができると認められる法人に、その一部を委託することができる。

(事業)

第5条 このセンターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する相談・支援
- (2) ボランティア活動に関する登録・紹介・調整・情報提供
- (3) ボランティア活動の普及向上のための広報及び啓発活動
- (4) ボランティア活動のための養成・研修
- (5) ボランティア推進のための機器・場の整備及び提供
- (6) ボランティア活動に必要な調査・研究
- (7) その他センターの運営及び目的達成に必要な事業

(開設日及び開設時間)

第6条 センターの開設日及び開設時間は、社協開所日及び時間に準ずる。

(利用者)

第7条 センターを利用することができる者は、主に町内を活動範囲としてボランティアを行う個人、団体であって、あらかじめ利用登録したものとする。

(登録の変更)

第8条 前条の規定により登録した個人、団体は、登録事項に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(登録要件)

第9条 ボランティアの登録要件は、次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 個人ボランティア登録

- ア 営利を目的とせず、自主性をもってボランティア活動を行う意思がある者。
- イ センター及び川崎町が開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
- ウ その他、社協会長が適当と認める者。

(2) ボランティア団体登録

- ア 川崎町内での活動がある、または活動を予定していること。
- イ センター及び川崎町が開催する行事に積極的に参加協力する意思があること。
- ウ その他、社協会長が適当と認める団体

(登録の抹消)

第10条 社協会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 第9条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) その他社協会長が登録に不適当であると判断したとき。

(施設利用の制限)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を制限することができる。

- (1) 施設の管理上支障があるとき。
- (2) 建物及び付属設備を毀損する恐れがあるとき。
- (3) その他利用させることを不適当と認めたとき。

(連携)

第12条 センターの運営にあたっては、川崎町のボランティア等担当者と緊密な連携をとるため、川崎町ボランティアセンター運営会議を適宜開催するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。